

1 高齢者人口と被保険者

(1) 練馬区の高齢者人口

令和3年4月1日現在の練馬区の人口は740,417人であり、そのうち高齢者(65歳以上)の人口は161,408人、高齢化率21.80%となっている。

練馬区の高齢者人口

各年4月1日現在(単位:人)

区分		H29	H30	H31	R02	R03
総人口	男	354,234	355,507	356,983	359,633	358,936
	女	371,374	374,426	377,706	381,955	381,481
	計	725,608	729,933	734,689	741,588	740,417
第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)人口	男	127,091	128,284	129,373	131,003	131,762
	女	123,066	124,626	126,192	127,880	129,178
	計	250,157	252,910	255,565	258,883	260,940
高齢者(65歳以上)人口 (高齢化率)	男	67,346	67,992	68,441	68,933	69,328
	女	90,087	90,870	91,310	91,800	92,080
	計	157,433 (21.70%)	158,862 (21.76%)	159,751 (21.74%)	160,733 (21.67%)	161,408 (21.80%)
前期高齢者(65歳以上 74歳以下)人口 (前期高齢者割合)	男	35,621	35,477	35,134	35,328	35,981
	女	39,638	39,091	38,109	37,839	38,095
	計	75,259 (10.37%)	74,568 (10.22%)	73,243 (9.97%)	73,167 (9.87%)	74,076 (10.00%)
後期高齢者(75歳以上) 人口 (後期高齢者割合)	男	31,725	32,515	33,307	33,605	33,347
	女	50,449	51,779	53,201	53,961	53,985
	計	82,174 (11.32%)	84,294 (11.55%)	86,508 (11.77%)	87,566 (11.81%)	87,332 (11.79%)
85歳以上人口 (85歳以上人口割合)	男	8,029	8,607	9,099	9,657	10,243
	女	16,599	17,719	18,706	19,726	20,840
	計	24,628 (3.39%)	26,326 (3.61%)	27,805 (3.78%)	29,383 (3.96%)	31,083 (4.20%)

※出典：練馬区住民基本台帳

(2) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。住所地特例((4)を参照)により、練馬区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き、練馬区の被保険者となる。

日常生活において介護が必要となった場合、要介護(要支援)認定を受ければ介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、保険者である練馬区に直接納める。

第1号被保険者数

(単位：人)

年	H29	H30	H31	R02	R03
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	158,154	159,716	160,700	161,729	162,420
総人口 (各年4月1日現在)	725,608	729,933	734,689	741,588	740,417
比率	21.8%	21.9%	21.9%	21.8%	21.9%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年	H29	H30	H31	R02	R03
65～69	42,291	39,667	37,339	35,209	34,164
70～74	33,047	35,009	36,031	38,074	40,044
75～79	31,341	31,545	32,700	32,315	30,336
80～84	26,507	26,807	26,430	26,279	26,301
85～89	16,113	17,003	17,793	18,636	19,610
90～94	6,786	7,438	8,028	8,613	9,083
95～99	1,779	1,954	2,048	2,246	2,484
100～	290	293	331	357	398
合計	158,154	159,716	160,700	161,729	162,420

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R01	R02	
取得	65歳到達	7,347	7,283	6,878	6,792	6,912
	転入	1,530	1,532	1,607	1,656	1,442
	その他	357	466	442	483	442
	増計	9,234	9,281	8,927	8,931	8,796
喪失	死亡	5,279	5,312	5,441	5,452	5,670
	転出	2,010	2,137	2,180	2,106	2,069
	その他	220	270	322	344	366
	減計	7,509	7,719	7,943	7,902	8,105

※その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

(3) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険に加入している方である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となり、要介護(要支援)認定を受けた場合に介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、練馬区に直接納めることはなく、各医療保険者に医療保険料の一部として納める。納めた保険料は、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付し、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付される。

(4) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、引き続き、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。住所地特例対象施設は、つぎのとおりである。

ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院（介護療養型医療施設）
エ 養護老人ホーム オ 有料老人ホーム※ カ 軽費老人ホーム

※有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、地域密着型特定施設入居者生活介護に該当しない住宅は全て特定施設入居者生活介護に該当し、住所地特例の対象となる。ただし、当該住宅に平成27年3月31日以前から入居している方は住所地特例適用の対象外となる。

② 他住所地特例者

①の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、引き続き、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を提出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H29	H30	H31	R02	R03
住 所 地 特 例 者	1,295	1,465	1,595	1,717	1,830
他 住 所 地 特 例 者	521	573	615	684	774
適用除外施設入所者	58	55	53	50	52